

【件名】

令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種計画の策定について

【要旨】

令和5年3月8日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施期間の延長、令和5年春開始接種の実施が決定した。

厚生労働省の方針を受けて「令和5年度中野区新型コロナウイルスワクチン接種実施計画」(以下「令和5年度接種計画」という。)を策定したので報告する。

1 令和5年度接種計画

(1)初回接種

特例臨時接種の実施期間である令和6年3月31日までは、引き続き、生後6か月以上の全ての未接種者を対象に初回接種を実施する。

(2)令和4年秋開始接種

ア 初回(1,2回目)接種を完了した12歳以上の方

オミクロン株対応2価ワクチン接種を令和5年5月7日まで実施

イ 初回接種を完了した5歳以上11歳以下の方

オミクロン株対応2価ワクチン接種を令和5年8月31日まで実施

(3)令和5年春開始接種

ア 接種期間

令和5年5月8日から8月31日まで

イ 接種対象者

初回接種を完了した以下の方

・65歳以上の高齢者

・5歳以上で基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方

・重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者

ウ 使用するワクチン

現在使用しているオミクロン株対応2価ワクチンの使用を基本とする。

エ 接種間隔

前回接種の終了から3か月以上経過していること

オ 接種券の発送

以下の方に対して区から接種券を発送する。

- ・65 歳以上で初回接種を完了した方
- ・12 歳以上 64 歳以下の方で 5 回接種を完了した方
- ・精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方

#### カ 案内ハガキの発送

接種対象者のうち、上記オによる接種券を発送しない、初回接種を完了した方に対して案内ハガキを送り、接種を希望する場合には接種券発行申請が必要であることを周知する。

#### キ 令和 5 年春開始接種のスケジュール

- 4 月 17 日 案内ハガキ発送開始
- 4 月 21 日 接種券発行申請受付開始
- 4 月 24 日 接種券の発送を順次開始
- 5 月 2 日 令和 5 年春開始接種予約受付開始
- 5 月 8 日 令和 5 年春開始接種開始

## 2 令和 5 年秋開始接種

令和 5 年 9 月以降、追加接種可能な全ての年齢の方を対象に追加接種を実施する。使用するワクチンについては、令和 5 年度の早期に結論を得るよう、国において今後検討が進められる。令和5年秋開始接種については、詳細が明らかになった後に接種計画を更新する。